

大学設置基準の改正に伴う大学院設置基準等の改正について（案）

学修者本位の観点から、質保証システム全体として最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも、時代に応じて柔軟性のある仕組みとするため、最低基準性を担保したうえで、大学が創意工夫に基づく多様で先導性・先進性のある教育研究活動が行えるよう、大学設置基準の改正について審議されているところ。

それに伴い、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準についても関連する所要の改正が必要となるが、(1)、(2)については大学設置基準を一部修正したうえでの対応、(3)、(4)については大学設置基準の改正とは異なる対応を検討している。

(1) 厚生補導組織について（新設）

大学分科会「平成 21 年 8 月から平成 22 年 1 月までの大学分科会の審議経過概要について」では、「大学設置基準における厚生補導の規定は、大学院生を含む全学的な取組として設けられており、大学院における社会的・職業的自立に関する指導等についても、大学設置基準に基づく実施体制を活用した取組が求められる。」とされている。

現在、大学院におけるキャリアパスへの支援等の重要性が高まっていることに鑑み、大学院設置基準においても条文を整備する。

ただし、大学設置基準の厚生補導に係る条文には、「課外活動」が含まれているところ、

- ① 18 歳人口に占める四年制大学への進学率が約 54%であるのに対して、学部卒業者の占める大学院進学率は約 10%に過ぎない（令和 2 年度）こと、
- ② 学生の年齢が原則として 22 歳以上であり、学部と比べて成熟していること、
- ③ 大学院は学部と比べてより専門的な分野における研究能力を培う教育機関であること
- ④ 教育課程の編成方針においても、大学設置基準では「豊かな人間性を涵養する」ことが求められていることに対して、大学院設置基準では同様の定めがないこと

等に鑑みれば、大学院設置に係る最低基準において、学生の教育課程外での活動に指導・援助を行うことまでを求めることは適切ではないと考えられる。

なお、専門職大学院設置基準は、大学院の一類型であり、大学院全般にかかる事項については大学院設置基準を適用することとなっているため、特段の規定は設けない。

〈関連条文イメージ〉

大学院設置基準

第八条

- 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、原則として専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

大学設置基準（※大学分科会で審議中）

第七条

- 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。

(2) 教育補助者の規定について（新設）

今回の大学設置基準の改正においては、T AやS Aなどの教育補助者も明示的に規定するとともに、当該者に対して必要な研修を行う旨を規定する方向で審議されている。

大学院設置基準においてもT A等の位置づけ及び当該者に対する研修について明記することが適当と考えられるため、同様の改正を行う。

ただし、大学設置基準では授業の一部を分担させることができることとしているが、より高度な教育研究が実施される大学院において、大学院生が教員と分担して授業することは適当ではないため、大学院設置基準では教員を補助させるのみとする。

なお、専門職大学院設置基準においては厚生補導施設と同様に特段の規定を設けない。

〈関連条文イメージ〉

大学院設置基準

第十二条

- 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

大学設置基準（※大学分科会で審議中）

第八条

- 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

(3) 基幹教員について

(大学院設置基準第9条関係)

今回の大学設置基準の改正においては、現行の専任教員に係る規定（「一の大学に限り、専任教員となる。」（第10条～第13条等））について、クロスアポイントメント等の多様化や民間からの教員登用の促進等を踏まえて、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの又は一年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するもののみを新たに「基幹教員」と位置付け、設置基準上の基準教員数も従来の専任教員数から基幹教員数に変更する方向で審議されている。

学部では専門の学芸を教授すること等を目的として、教育課程における授業を中心に教員について定めている。他方、大学院教育は学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめること等を目的としており、学生の研究テーマに応じた個別の研究指導を行うことが必要である。そのため、現行規定においても大学院の教員組織は研究指導を念頭に定めていることから、基幹教員のように授業科目の担当や単位数で組織上の位置付けを決定することは必ずしも馴染まない。（学部は「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授」（大学設置基準第19条）するが、大学院は「授業及び研究指導」（大学院設置基準第12条）を行う。）

また、大学院設置基準第9条及び関連告示では従来から専攻を設けるに当たって最低限必要な研究指導を行う教員数を定めているが、それ以外の教員についても、学生の研究テーマに応じて、それぞれ固有の専門分野における研究指導を行うことが求められており、各々の教員が学生の修了要件となる修士論文や博士論文に対して責任を負っている点で学部における教員との違いが大きい。

これらのことから、大学院については、教育課程に対する関与度合いに着目して基幹を担う教員であるか否かを判断するという学部の基幹教員の考え方が必ずしも適当ではないものと考えられ、今回は改正しないこととする。

(専門職大学院設置基準第5条関係)

専門職大学院設置基準においては、第5条において「専任教員」の用語が使われているが、大学設置基準における「専任教員」と必ずしも同一ではない。同条においては、①教育研究上の業績、②高度の技術・技能、③特に優れた知識・経験のいずれかがある「専任教員」を必要数配置することが求められ、一定の独立性と教員組織の充実を確保するため、学内の学部や他の課程を除き、原則として兼務は認められていない。また、実務家教員については、みなし専任教員として、4単位以上の授業科目を担当し、専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う者について、必要専任教員数の2割の範囲で専任教員に算入することができることとされている。

このように、専門職大学院設置基準においては、特有の教員組織を規定しており、学部の「専任教員」とは異なることから、学部の基幹教員制度をそのまま導入することは困難と考えられ、専門職大学院の教員組織については、今回は改正しないこととする。

〈現行条文〉

大学院設置基準

第九条 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

専門職大学院設置基準

第五条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

〈関連条文イメージ〉

大学設置基準（※大学分科会で審議中）

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

(4) 教育課程等に係る特例制度について

今回の大学設置基準の改正においては、教育課程等に関する事項について、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があり、かつ、当該取組を行おうとする大学において、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮がなされていると認める場合において、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度の創設について審議している。

当該特例対象規定の中には、もともと大学院設置基準では基準が設けられていないもの（例えば遠隔授業の単位数上限や校地校舎の面積の基準など）が多く、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準の改正を検討する必要がない。

また、特例対象となる規定のうち、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準にも該当する規定の多くが、自大学以外での単位認定の扱いを更に弾力化するものであるが、大学院の修了要件の単位数が学部の卒業要件と比べると4分の1未満であることや、現行の大学院設置基準等において認められている単位認定の弾力的な取扱いの状況に鑑み、今回の改正において新たな特例制度は導入しないこととする。

〈関連条文イメージ〉

大学設置基準（※大学分科会で審議中）

第五十七条 この省令に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第十九条第一項、第二十二條、第二十八條、第二十九條第二項、第三十條第四項、第三十二條第五項若しくは第六項、第三十七條、第三十七條の二、第四十一條第三項（基幹教員数に係る部分を除く。）、第四十五條第一項から第三項まで、第四十七條、第四十八條、第五十二條第二項、第五十四條第一項若しくは第二項、第五十六條の六又は第五十六條の七第二項若しくは第三項の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

2 教育課程等特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

〈大学設置基準において特例規定対象（案）となる各規定の詳細〉

（※大学分科会で審議中）

（Ⅰ）院設置基準及び専門職大学院設置基準において該当する規定がないもの

- 遠隔授業の 60 単位上限（大学設置基準第 32 条第 5 項）
- 校地面積基準（大学設置基準第 37 条）
- 校舎面積基準（大学設置基準第 37 条の 2）
- 学部等連携課程実施基本組織に係る校舎面積等の基準（大学設置基準 41 条第 3 項）
- 共同学科に係る校地面積基準（大学設置基準第 47 条）
- 共同学科に係る校舎面積基準（大学設置基準第 48 条）
- 国際連携学科に係る校地面積基準（大学設置基準第 56 条の 6）
- 国際連携学科に係る校舎面積基準（大学設置基準第 56 条の 7 第 2 項及び第 3 項）

（Ⅱ）①院設置基準において該当する規定があるもの及びその状況等

- 授業科目の自ら開設（大学設置基準第 19 条第 1 項）（院設置基準第 11 条第 1 項）
→連携開設科目や共同教育課程等により他大学と連携して教育研究を実施することは可能となっている。
また、研究指導委託により他機関で研究指導を受けることも可能となっている。
- 一年間の授業期間（35 週）（大学設置基準第 22 条）（院設置基準第 15 条で準用）
- 他大学等における授業科目の履修等（大学設置基準第 28 条）（院設置基準第 15 条で準用）
→大学院では、他の大学院において履修した単位を 15 単位までを上限に自大学院での履修とみなすことができる。（学部では 60 単位を上限）
- 大学以外の教育施設等における学修（大学設置基準第 29 条第 2 項）（院設置基準第 15 条で準用）
→大学院では、在籍中の学生が他の大学院の実施する履修証明プログラムにおける学修を、大学院の定めるところにより、準用する大学設置基準第 28 条（単位互換）と合わせて 15 単位を超えない範囲で単位を与えることができる。（学部では 60 単位を上限）

○入学前の既修得単位等の認定（大学設置基準第 30 条第 4 項）（院設置基準第 15 条で準用）

→大学院では、入学する前に他の大学院で修得した単位を 15 単位までを上限とし、かつ準用する大学設置基準第 28 条第 1 項（単位互換）及び第 29 条第 1 項（他大学の履修証明プログラム）において修得したものとみなす単位とあわせて 20 単位を超えないものとする。（学部では 60 単位を上限）

○連携開設科目により修得する単位の上限（大学設置基準第 32 条第 6 項）（院設置基準第 16 条第 2 項及び第 17 条第 4 項）

→大学院では、7 単位を超えないものとする。（学部では 30 単位を上限）

○共同学科に係る卒業の要件（大学設置基準第 45 条第 1 項から第 3 項）（院設置基準第 33 条第 1 項から第 3 項）

→大学院の共同教育課程の修了要件は、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上を修得することとしている。（学部では 31 単位以上）

○国際連携学科にかかる共同開設科目（大学設置基準第 52 条第 2 項）（院設置基準第 37 条第 2 項）

→国際連携専攻を設ける大学院が共同開設科目を開設する場合、7 単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。（学部は 30 単位を超えない範囲）

○国際連携学科に係る卒業の要件（大学設置基準 54 条第 1 項及び第 2 項）（院設置基準第 39 条第 1 項及び第 2 項）

→大学院の国際連携教育課程の修了要件は、それぞれの大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上を修得することとしている。（学部では 31 単位以上）

(Ⅱ) ②専門職大学院設置基準において該当する規定があるもの及びその状況等

○授業科目の自ら開設（大学設置基準第 19 条第 1 項）（専門職大学院設置基準第 6 条）

→連携開設科目や共同教育課程等により他大学と連携して教育研究を実施することは可能となっている。

○一年間の授業期間（35 週）（大学設置基準第 22 条）（院設置基準第 15 条を適用）

○他大学等における授業科目の履修等（大学設置基準第 28 条）（専門職大学院設置基準第 13 条、第 21 条、第 27 条）

→専門職大学院では、他の大学院において履修した単位を、修了要件として定める 30 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で自専門職大学院の履修とみなすことができる。

○大学以外の教育施設等における学修（大学設置基準第 29 条第 2 項）（専門職大学院設置基準第 13 条の 2 第 2 項、第 21 条の 2 第 2 項、第 27 条の 2 第 2 項）

→専門職大学院では、在籍中の学生が他の大学院の実施する履修証明プログラムにおける学修を、専門職大学院の定めるところにより、第 13 条（単位互換）の単位数と合わせて 30 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で単位を与えることができる。

○入学前の既修得単位等の認定（大学設置基準第 30 条第 4 項）（専門職大学院設置基準第 14 条第 3 項、第 22 条第 3 項、第 28 条第 3 項）

→専門職大学院では、入学する前に他の大学院で修得した単位を、第 13 条第 1 項（単位互換）及び第 13 条の 2 第 1 項（他の大学の履修証明プログラム）の単位数と合わせて 30 単位以上の単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

○連携開設科目により修得する単位の上限（大学設置基準第 32 条第 6 項）（専門職大学院設置基準第 15 条第 2 項、第 23 条第 2 項、第 29 条第 2 項）

→専門職大学院では、修了要件として定める 30 単位以上の単位数の 4 分の 1 を超えないものとする。

○共同学科に係る卒業の要件（大学設置基準第 45 条第 1 項から第 3 項）
（専門職大学院設置基準第 34 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項）
→専門職大学院の共同教育課程の修了要件は、それぞれの専門職大学院
において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上を
修得することとしている。

○国際連携学科にかかる共同開設科目（大学設置基準第 52 条第 2 項）（専
門職大学院設置基準第 37 条第 2 項）
→国際連携専攻を設ける専門職大学院が共同開設科目を開設する場合、
7 単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学
院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。

○国際連携学科に係る卒業の要件（大学設置基準 54 条第 1 項及び第 2
項）（専門職大学院設置基準第 39 条第 1 項及び第 3 項）
→専門職大学院の国際連携教育課程の修了要件は、それぞれの専門職大
学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以
上を修得することとしている。

※国際連携専攻に係る基準は、大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年文部
科学省令第 3 号）が施行される令和 4 年 8 月 1 日以降のもの。